

資 料 編

1. 重点眺望景観の選定の過程について

1. 1 選定の方法

重点眺望景観の選定にあたっては、「重点眺望景観の選定の考え方」（第一部 4. 2 参照）に基づき、奈良らしい眺望景観 41 件について、選定の考え方 1 及び 2 への適合状況の評価を行い、最後に選定の考え方 3 をもとに、総合的な評価を行う方法をとった。

評価の方法は以下のとおりである。

（1）選定の考え方の評価の基準について

【選定の考え方 1】 「目に見える景観の特性」「心で感じる景観の特性」「情報としての景観の特性」からみて、特に奈良らしいと認められる眺望景観であること

①目に見える景観の特性

市民をはじめとした多くの人々が、眺望景観の重要性を共有するためには、眺望景観のなかに視認できる歴史文化遺産の重要性の共有化が不可欠となる。そこで、既存資料から、より多くの人々が目にし、その重要性を共有できると考えられる歴史文化遺産 24 件を抽出し、これらの 24 件の歴史文化遺産が眺望景観にどの程度含まれているかを評価基準として評価した。

【 重要性を共有できると考えられる歴史文化遺産 】

唐招提寺、春日大社、興福寺、東大寺、薬師寺、若草山、元興寺、奈良公園、平城宮跡、秋篠寺、春日山原始林、白毫寺、依水園、浮見堂、海竜王寺、新薬師寺、月ヶ瀬梅林、法華寺、旧柳生藩陣屋跡、西大寺、猿沢池、正暦寺、正倉院（東大寺）、般若寺

②心で感じる景観の特性

「歴史的背景」「民俗文化・生活文化や説話・伝承」が眺望景観の構成要素の関係に反映し、多くの特徴を有しているかどうかを評価基準とし、「視点場の歴史的背景」「視対象の歴史的背景」「視点場に係る民俗文化・生活文化、説話・伝承」「視対象に係る民俗文化・生活文化、説話・伝承」「視点場に係る文学・芸術作品」「視対象に係る文学・芸術作品」「眺望景観の構成要素の関係」の 7 項目についての記載の可否から評価した。

③情報としての景観の特性

これまで視対象・視点場、眺望景観のいずれかが様々な形で情報化され、奈良市の景観イメージを形成してきたものであるかどうかを評価基準とし、「視点場に係る名所案内記、絵図等」「視対象に係る名所案内記、絵図等」「視点場に係るインベントリー」「視対象に係るインベントリー」の 4 項目の有無から評価した。

【選定の考え方 2】 「保全の課題」「再生の課題」「活用の課題」からみて、特に重点的に保全・再生・活用に取り組むべき眺望景観であること

既に阻害されている眺望景観や阻害のおそれの高い眺望景観に対して、重点的な保全・活用施策を講じることが求められる。そこで、第一部 4. 1 に掲げる眺望景観の保全・活用の課題のうち、表 1-1 に示す課題の該当数を評価基準として評価した。

表 1-1 眺望景観の保全・活用・再生の課題

課題の種類		課題（阻害のおそれ）	取り組みの方向性
保全の課題	建築物・工作物・屋外広告物等の規模・形態・意匠等について	視対象の前景や背景に建築物等が映りこむおそれがある。	● 高さ規制の強化 など
		塔屋や屋上広告物等の形態・意匠・色彩が、眺望景観を阻害するおそれがある。	● 塔屋部の形態・意匠の制限 ● 景観形成重点地区の指定などによる景観の誘導 など
		周囲と調和しない形態・意匠の建築物等の建築等のおそれがある。	● 景観形成重点地区の指定などによる景観の誘導 など
		幟や屋外広告物等の乱立のおそれがある。	● 景観保全型広告等整備地区の指定、屋外広告物禁止区域の追加指定など
	土地利用について	農地転用により農地の広がり感が失われたり、大規模な建築物等が立地し、眺望景観の中に大きく映り込むおそれがある。	● 都市計画区域外における土地利用計画の策定 ● 農空間保全のための制度創設
			● 歴史的風土保存区域の新たな指定や歴史的風土特別保存地区への格上げに向けた検討 など
		農地転用などにより、市街地と農地の際の景観が乱れ、眺望景観を阻害するおそれがある。	● 緑化規定の追加などによる土地利用の際（きわ）の景観形成 など
	歴史的な建築物・工作物等について	町家や農家住宅、石畳、石積みや練壁・土壁などの歴史的な建築物や工作物が失われていくおそれがある。	● 景観重要建造物等の指定や文化財の指定等など、歴史的な建築物や工作物等の保全・助成制度の活用 など
	自然環境について	庭木や生垣が伐採、枯死、又は繁茂して眺望景観が変容するおそれがある。	● 景観重要樹木の指定や庭木・生垣助成などによる庭木や生垣等の適切な管理の推進 など
		街路樹や並木の繁茂や強剪定などにより、眺望景観が変容するおそれがある。	● 景観重要公共施設としての整備方針や剪定方針の設定等による街路樹や並木等の適切な管理の推進 など
		山林の立ち枯れ、樹林や草木の繁茂、植生の変容などにより、眺望景観が変容するおそれがある。	● 森林再生事業の実施や市民参加型の森林管理などによる山林・樹林地・草地等の適切な管理の推進
再生の課題	建築物・工作物・屋外広告物等の規模・形態・意匠等について	周囲と調和しない形態・意匠の建築物等が眺望景観の質を低下させている。	● 当該建築物等の今後の建替等の際に景観に配慮されるよう、行為の制限や基準等の設定 など
		幟や屋外広告物等が映りこんでいる。	● 景観保全型広告等整備地区の指定、屋外広告物禁止区域の追加指定 ● 集合看板の設置の推進 など
	土地利用について	農地転用による建築物等が農地のなかに浮き立って見える。	● 土地利用の際（きわ）の景観づくりの誘導 ● 必要な場合は、所有者等との協議及び補助による修景の推進 など
	公共建築物・工作物等の高さ・規模・形態・意匠等について	電線類などの道路施設が映りこむ。	● 電線類の地中化の推進 など
	自然的環境について	山林の立ち枯れ、樹林や草木の繁茂、植生の変容などがみられる。	● 森林再生事業の実施や市民参加型の森林管理などによる山林・樹林地・草地等の適切な管理の推進 など
	眺望景観の認知について	眺望景観として十分に認知・認識されていない。	● 観光マップ等と連携した情報発信 ● 心で感じる景観の特性を意識した案内板の設置や情報発信 など
活用の課題	視点場の整備について	視点場が十分に整備されていない。	● 案内板や休憩施設の整備などの視点場整備事業の実施 など
	視点場へのアクセスについて	アクセスが整っていない。	● 周囲の資産の発掘の推進及びそれらと一体となった観光ルートの設定とアクセス道の整備 など

【選定の考え方 3】 視点場周辺における住民活動等と一体的に取り組むことにより、より効果的なまちづくりが期待できる眺望景観であること

視点場周辺において、地区整備計画や協定などにより、住民が主体的に景観づくりに取り組んでいるかどうか、市民団体やまちづくり協議会、NPO法人等が景観づくりに取り組んでいるかどうか等を評価基準とした。なお、これらの活動がみられない場合であっても、今後の取り組みの可能性等を加味して総合的に評価を行った。

（2）評価の方法について

（1）に示した重点眺望景観の選定の考え方への適合状況をもとに、選定方針 1 及び選定方針 2 について、それぞれ以下の方法により、A～C の 3 段階に整理した。

【選定の考え方 1】 奈良らしさについて

- ①目に見える景観の特性：複数含まれるものを A、1 つ含まれるものを B、該当なしを C とした。
- ②心で感じる景観の特性：7～6 項目該当を A、5～3 項目該当を B、該当数 2 項目以下を C とした。
- ③情報としての景観の特性：4～3 項目該当を A、2～1 項目該当を B、該当なしを C とした。
- ◎選定方針 1 の総合評価：①～③を均等化し、その合計点数で評価した。合計点数が 30～20 点を A、19～10 点を B、9～0 点を C とした。

【選定の考え方 2】 保全・活用の課題について

- ①保全の課題：重点課題の該当数 5 項目以上を A、2～4 項目該当を B、該当数 1 項目以下を C とした。
- ②再生の課題：重点課題の該当数 2 項目以上を A、該当数 1 項目を B、該当なしを C とした。
- ③活用の課題：重点課題の該当数 2 項目以上を A、該当数 1 項目を B、該当なしを C とした。
- ◎選定方針 2 の総合評価：①～③の合計該当数が 5 項目以上を A、2～4 項目を B、1 項目以下を C とした。

そして、「選定方針 1 の総合評価－選定方針 2 の総合評価」の組み合わせが「A－A」「A－B」「B－A」となるものの重点眺望景観の第一次候補とした。

最後に、重点眺望景観の第一次候補について、選定方針 3 への適合状況を含めた総合評価を行い、重点眺望景観を抽出した。

1. 2 評価の結果

1. 1 に示す選定の方法に基づく評価の結果、15 件の重点眺望景観を抽出した。

重点眺望景観の選定の考え方 1 及び 2 の総合評価の結果を図 1 に、重点眺望景観の選定の考え方への適合状況を表 2 に、それぞれの奈良らしい眺望景観の位置付け（施策展開の方向性）を図 2 に整理した。

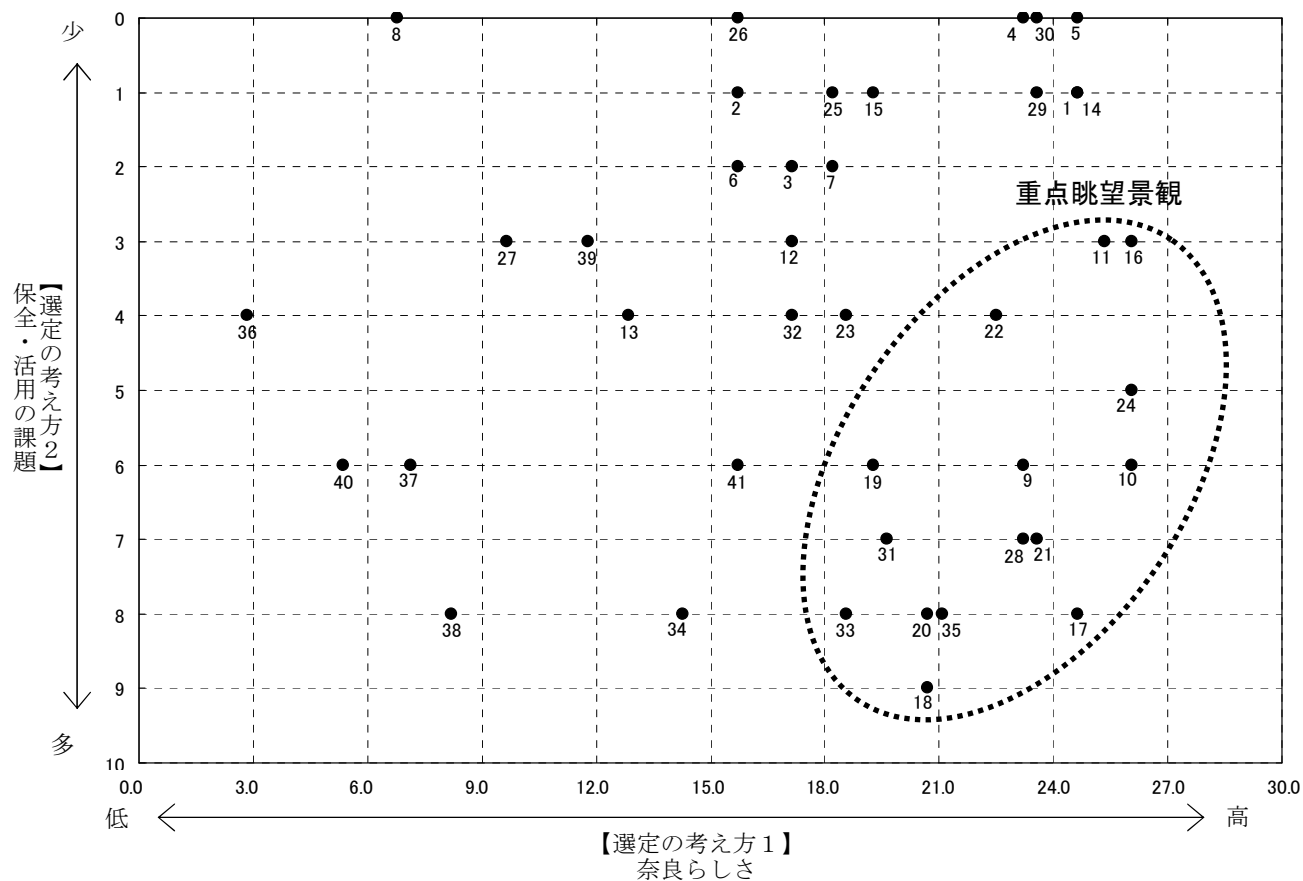


図 1-1 選定の考え方 1 及び 2 の総合評価の結果

表 1-2 重点眺望景観の選定の考え方への適合状況

番号	眺望景観の名称	重点的に保全活用に取り組む眺望景観の選定方針										重点 眺望景観
		選定の考え方1				選定の考え方2				第一次 候補	選定の考え方3	
		目に見える 景観の特性	心で感じる 景観の特性	情報としての 景観の特性	選定方針1の 総合評価	保全の 課題	再生の 課題	活用の 課題	選定方針2の 総合評価		住民活動などに基づく総合評価	
1	奈良県庁屋上広場から奈良市街地、山並み、社寺等への眺望	A	B	A	A	C	B	C	C			
2	大仏池池畔から東大寺大仏殿への眺望	B	B	B	B	C	B	C	C			
3	東大寺二月堂裏参道から東大寺二月堂への眺望	B	B	B	B	B	C	C	B			
4	東大寺二月堂から奈良市街地への眺望	B	B	A	A	C	C	C	C			
5	若草山から奈良市街地への眺望	B	B	A	A	C	C	C	C			
6	奈良奥山ドライブウェイ(雑司町区間)から東大寺大仏殿への眺望	B	B	B	B	C	C	A	B			
7	白毫寺から奈良市街地への眺望	B	B	A	B	B	C	C	B			
8	奈良奥山ドライブウェイ展望所から奈良盆地への眺望	C	B	B	C	C	C	C	C			
9	奈良町から興福寺五重塔への眺望	B	B	A	A	B	A	A	A	○	NPO法人さんが俵座、奈良町座などの多くの団体による活動がみられる。	○
10	奈良町から春日山等の山並みへの眺望	B	A	A	A	B	A	A	A	○	NPO法人さんが俵座、奈良町座などの多くの団体による活動がみられる。	○
11	荒池池畔から興福寺五重塔、御蓋山、春日山への眺望	B	A	A	A	B	C	B	B	○	奈良公園内では、多くのボランティア団体等の活動がみられる。	○
12	知事公舎前道路から若草山への眺望	B	B	B	B	B	C	B	B			
13	東大寺戒壇院前道路から東大寺戒壇堂への眺望	B	C	B	B	B	B	B	B			
14	春日野園地及び浮雲園地から若草山、東大寺大仏殿・南大門への眺望	B	B	A	A	C	C	C	C			
15	鷺池池畔から浮見堂への眺望	A	B	B	B	C	C	B	C			
16	猿沢池池畔から興福寺五重塔・南円堂への眺望	A	A	A	A	B	B	C	B	○	奈良町に近接し、多くの市民の憩いの場ともなっており、奈良町と一体となった景観づくりの取り組みが期待できる。	○
17	JR奈良駅を含む三条通から春日大社一の鳥居、御蓋山、春日山への眺望	A	B	A	A	A	A	A	A	○	二条通地区地区計画が策定され、景観づくりに取り組んでいる。	○
18	近鉄奈良駅前を含む大宮通りから若草山への眺望	B	B	B	A	A	A	B	A	○	大宮通り景観まちづくりの会等による景観づくりの活動がみられる。	○
19	奈良阪(県道木津横田線)から東大寺大仏殿への眺望	A	B	B	B	B	A	B	A	○	東大寺大仏殿を象徴的に望めることから、眺望景観としての重要性の共有化が図りやすく、周辺住民と連携した取り組みへの展開が期待できる。	○
20	西安の森、若草中学校付近から東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山等の山並みへの眺望	A	B	B	A	A	A	A	A	○	西安の森や若草中学校は地域住民の愛着のある空間であり、地域住民との連携による魅力の向上が期待できる。	○
21	一条通から転害門への眺望	A	A	B	A	B	A	A	A	○	一条通を含む奈良きたまちでは住民活動が活発に行われている。	○
22	大宮橋及び佐保川沿いから若草山への眺望	B	A	A	A	B	C	B	B	○	アドプトプログラムによる市民団体による清掃活動等が実施されている。	○
23	水上池池畔から若草山等の山並みへの眺望	B	A	B	B	B	B	B	B			
24	平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望	A	A	A	A	A	B	C	A	○	NPO法人平城宮跡サポートネットワークにより、清掃、広報、文化教育活動などの各種取り組みが行われている。	○
25	平城宮跡から大極殿、朱雀門への眺望	B	B	A	B	C	B	C	C			
26	近鉄奈良線から大極殿、朱雀門への眺望	B	B	B	B	C	C	C	C			
27	歴史の道から垂仁天皇陵への眺望	C	B	B	C	B	C	C	B			
28	大池(勝間田池)池畔から薬師寺三重塔、東大寺大仏殿への眺望	A	B	A	A	A	B	A	A	○	周囲には良好な集落が残り、一体的なまちづくりにより地域の総合的な魅力の向上が期待できる。	○
29	薬師寺境内の眺望	B	A	A	A	C	C	C	C			
30	唐招提寺境内の眺望	B	A	A	A	C	C	C	C			
31	秋篠川堤防から薬師寺への眺望	B	B	A	B	A	A	B	A	○	秋篠川に桜を育む協議会等による活動が行われている。	○
32	あやめ新橋から若草山等の山並みへの眺望	B	B	B	B	C	A	B	B			
33	羅城門橋から朱雀門、大極殿への眺望	B	A	B	B	A	A	A	A	○	羅城門跡公園清掃ボランティア	○
34	山村町から奈良市街地、若草山等の山並みへの眺望	B	B	B	B	A	B	A	A	○	周辺の集落と連携した取り組みを進めていくためには、まず眺望景観としての重要性の共有化が求められる。	
35	柳生の里の眺望	B	A	A	A	B	A	B	A	○	古くからの集落コミュニティを活かし、地域住民が主体となり、観光や生業を活かしたまちづくり等が期待できる。	○
36	田原地区の茶畑、田園風景の眺望	C	B	C	C	B	B	B	B			
37	貝那木山城跡から都祁野盆地への眺望	C	B	C	C	A	B	B	A			
38	三陵墓古墳群史跡公園から都祁野盆地、都祁野岳への眺望	C	B	B	C	A	B	B	A			
39	月瀬梅林の眺望	B	B	B	B	B	C	C	B			
40	霊山寺境内から大和平野及び山並みへの眺望	C	C	B	C	A	C	A	A			
41	追分梅林から奈良市街地及び山並みへの眺望	B	B	B	B	B	B	A	A	○	周辺の集落と連携した取り組みを進めていくためには、まず眺望景観としての重要性の共有化が求められる。	



図 1-2 奈良らしい眺望景観の位置付け（施策展開の方向性）

2. 計画作成の経緯と体制

平成20年度に、奈良市ホームページにおいて、「奈良を感じるすらしい眺め」の公開（公開間：平成20年5月1日～平成20年9月29日）を行い、眺望景観の保全活用に向けた新たな取り組みを実施した。

平成21年度には、学識関係者5名からなる「奈良市眺望景観保全活用検討有識者会議」を立ち上げ、眺望景観保全活用計画の策定に向けた検討を格的に開始した。

平成22年度には、「奈良を感じるすらしい眺め」の再公開（公開間：平成22年12月12日～集中）や、観光、都市計画、観光、インフラへのアンケート・アライン調査を実施するとともに、平成21年度有識者会議の5名に奈良市住の学識関係者2名ならびに行関係者を加え、「奈良市眺望景観検討会」として再編し、より市民の視点をまとめた検討を進めた。そして、行関係者からなる内調整会議を組して内関係部の調整を図った。そして、平成23年3月に、眺望景観の保全活用に向けた基的な考え方に関する部分を「奈良市眺望景観保全活用計画（素案）」としてとりまとめた。

平成23年度には、市民講やホームページなどをじて、平成22年度素案に対する市民意見を取りし、より計画の度を上げていくとともに、平成22年度にき「奈良市眺望景観検討会」を設置して眺望景観の保全活用のための体的な施策の検討を進め、平成24年1月に「奈良市眺望景観保全活用計画（案）」をとりまとめた。そして、平成24年2月に定しているリックメントを実施し、平成24年4月下旬開定の奈良市景観議会をて、計画策定をする。

表 2-1 奈良市眺望景観検討懇談会 学識関係者 委員名簿

名	名	備 考
大 大学 名	海	、平成21～23 度
関西大学	木下 光	平成21～23 度
大 大学		平成21～23 度
大 産業大学	原 和	平成21～23 度
奈良 大学	正	平成21～23 度
奈良まちづくりセン ー 理事		平成22～23 度
視 伝 イン 所 所	一	平成22～23 度

表 2-2 奈良市眺望景観検討懇談会 行政関係者 委員名簿

所	名	備 考
奈良市都市整備部都市計画	中	平成22 度
		平成23 度
奈良市都市整備部まちづくり指導	内	平成22 度
	東 素生	平成23 度
奈良市観光 部観光 画課 課	上 規	平成22～23 度
奈良市観光 部農林課 課		平成22 度
	西 元	平成23 度
奈良市都市整備部都市計画課 課	中	平成22 度
	多	平成23 度
奈良市都市整備部景観課 課	西	平成22 度
		平成23 度
奈良市 総 部文化財課 課	西	平成22～23 度

表 2-3 検討の経緯

度	日程・間	内 容
平成 20 度	平成 20 5 月 1 日～ 月 29 日	「奈良を感じるす らしい眺め」の公
平成 21 度	平成 21 10 月 15 日	第 1 奈良市眺望景観保全活用検討有識者会議
	平成 21 12 月 7 日	第 2 奈良市眺望景観保全活用検討有識者会議
	平成 21 12 月 2 日	奈良市眺望景観 強会
	平成 22 2 月 24 日	第 3 奈良市眺望景観保全活用検討有識者会議
平成 22 度	平成 22 月 12 日～ 集中	「奈良を感じるす らしい眺め」の公 (再)
	平成 22 月 29～30 日	都市計画 家アン ート調
	平成 22 9 月 1 ～19 日	観光 アン ート調
	平成 22 9 月 27 日及び 10 月 7 日	観光 ン ア イ アリン 調
	平成 22 10 月 29 日	平成 22 度 第 1 奈良市眺望景観検討 内調整会議
	平成 22 11 月 2 日	平成 22 度 第 1 奈良市眺望景観検討 会
	平成 22 12 月 日	平成 22 度 第 2 奈良市眺望景観検討 内調整会議
	平成 22 12 月 21 日	平成 22 度 第 2 奈良市眺望景観検討 会
	平成 22 1 月 24 日	奈良市眺望景観検討 会 地視 及び協議
	平成 23 3 月 7 日	平成 22 度 第 3 奈良市眺望景観検討 会
平成 23 度	平成 23 7 月 15 日	第 32 奈良市景観 議会への「奈良市眺望景観保全活用計画(素案)」の報告
	平成 23 月 1 日～ 月	奈良市 ー ージにおける「奈良市眺望景観保全活用計画(素案)」への意見の 集
	平成 23 9 月 10 日	奈良市眺望景観保全活用計画プ イベント ～ の景色を る～「眺望景観保全活用計画を知 う」の開
	平成 23 9 月 29 日	平成 23 度 第 1 奈良市眺望景観検討 内調整会議
	平成 23 10 月 1 日	第 1 奈良市眺望景観保全活用計画市民講 の開
	平成 23 10 月 5 日	平成 23 度 第 1 奈良市眺望景観検討 会
	平成 23 10 月 日	第 2 奈良市眺望景観保全活用計画市民講 の開
	平成 23 10 月 15 日	第 3 奈良市眺望景観保全活用計画市民講 の開
	平成 23 12 月 1 日	平成 23 度 第 2 奈良市眺望景観検討 内調整会議
	平成 23 12 月 19 日	平成 23 度 第 2 奈良市眺望景観検討 会
	平成 24 1 月 25 日	第 33 奈良市景観 議会での「奈良市眺望景観保全活用計画(案)」の 議
	平成 24 2 月 15 日～3 月 16 日	「奈良市眺望景観保全活用計画(案)」に対する リックメントの実施
	平成 24 3 月 26 日	平成 23 度 第 3 奈良市眺望景観検討 会
平成 24 度	平成 24 5 月	第 34 奈良市景観 議会への ・ (定)

3. なら・まほろば景観まちづくり条例（抜粋）

なら・まほろば景観まちづくり条例（抜粋）

平成2 3月27日 第12
正
平成4 3月27日 第20
平成4 4月1日 第23
平成11 月22日 第19
平成16 3月25日 第
平成17 3月30日 第
平成21 月24日 第46

わたしたちのまち奈良は、人の 成果を け い
文化遺産と かで しい自然とが調和し、その し出す景
観が を じてわたしたちの生活に いと ら を
えている。

わたしたち市民は、このかけがえのない 重な景観を り、
てるとともに、奈良に さわしい のある景観をつく
り出すことにより、奈良のまちを一 と しみと り
の てるものとし、これを後 の市民に き いでいくこ
とを 意し、この を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1 この は、景観法（平成16 法 第110 。
以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その 伝
的建造物 の保存、文化観光資 の保全並びに自然、
歴史、文化及び都市が創（つく）り出す景観の形成に関
し必要な事項を定めることにより、奈良のまちを一
と しみと りの てる しいものとするを目的とする。

（定）

第2 この において、次の に掲げる用 の意
は、それぞれ当該 に定めるところによる。

- 1 建築物等 建築基準法（和25 法 第201 ）
第2 第1 に規定する建築物及び建築物以外の
工作物で規 で定めるものをいう。
- 2 屋外広告物 屋外広告物法（和24 法 第19
）第2 第1項に規定する屋外広告物をいう。
- 3 伝 的建造物 文化財保 法（和25 法
第214 ）第2 第1項第 に規定する伝 的建
造物 をいう。
- 4 伝 的建造物 保存地区 文化財保 法第142
に規定する伝 的建造物 保存地区をいう。
文化観光資 史跡、名 、社寺等の文化財及び
これらと周辺又は背景の自然的環境が一体をなす
景観をいう。
文化観光保存地区 奈良 際文化観光都市建設
法（和25 法 第250 ）第3 第1項に規定

する文化観光保存地区をいう。

（市 の基 的 ）

第3 市 は、この の目的を 成するために、基
的かつ総合的な施策を策定し、実施しなけれ ならない。
（基 計画の策定）

第4 市 は、景観の形成に関する基 的な方向を ら
かにした都市景観形成基 計画を策定しなけれ なら
ない。

2 市 は、前項の都市景観形成基 計画を策定しようと
するときは、奈良市景観 議会（以下「 議会」という。）
の意見を かなけれ ならない。

（ 導的 ）

第 市 は、道路、 、公園その の公共施設及び
公 的施設の整備を行う場合には、都市景観形成基 計
画との整合を図るとともに、景観の形成に 導的 を
果たすよう めなけれ ならない。

（ の 関等への要 ）

第 市 は、必要があると認めるときは、若しくは
地方公共団体又はこれらが設立した団体（以下「 の
関等」という。）に対し、景観の形成について協 を要
しなけれ ならない。

（ 発）

第7 市 は、市民、事業者及び 家（建築物等の設
計又は施工を業として行う者をいう。）（以下「市民等」
という。）に景観の形成に関する意識の高 等を図るた
め、必要な 置を講じなけれ ならない。

（市民等の ）

第 市民等は、この の目的を理 し、市 が目的
を 成するために実施する施策に対し、協 しなけれ
ならない。

2 市民等は、景観に関する意識を高めることにより、そ
れぞれの立場から景観の形成に するよう めなけれ
ならない。

3 市民等は、景観の形成に するため、 に連携し、
協 しなけれ ならない。

4 市民等は、建築物等の新築、 築、 築、修 、模様
替え若しくは色彩の変 又は土地の形質の変 等を行
おうとするときは、景観の形成に配慮しなけれ なら
ない。

第2章 景観の形成

第1節 景観計画

（景観計画の策定等）

第 の2 市 は、第4 第1項に規定する都市景観形
成基 計画に基づき良 な景観の形成を実 するため、
法第 第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」
という。）を策定するものとする。

2 市 は、前項の規定により景観計画を定めようとするときは、あらかじめ 議会の意見を かなけれ ならない。

3 前項の規定は、景観計画の変 について準用する。
(景観計画の)

第 の3 景観計画が定められた区域(以下「景観計画区域」という。)において、法第16 第1項 に掲げる行為をなし、又は屋外広告物を表示し、若しくは屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう めなけれ ならない。

第1 の2 都市景観形成地区
(都市景観形成地区の指定)

第 市 は、都市景観の形成を図るために必要があると認める地区を都市景観形成地区として指定するものとする。

2 市 は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、 議会の意見を かなけれ ならない。

3 市 は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規 で定めるところにより、その を公告し、その案を当該公告の日から2 間公 の に しなけれ ならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該地区に係る住民及び利害関係人は、 項の 間 の日までに、 に された案について市 に意見 を提出することができる。

市 は、前項の規定による意見 の提出があったときは、その要 を 議会に提出しなけれ ならない。

市 は、都市景観形成地区を指定したときは、そのを告示し、その関係図 を公 の に しなけれ ならない。

7 都市景観形成地区の指定は、前項の規定による告示があった日から、その を生ずる。

第2項から前項までの規定は、都市景観形成地区を変し、又は 止する場合について準用する。

(都市景観形成基準)

第10 市 は、前 第1項の規定により都市景観形成地区を指定したときは、当該地区 とに都市景観の形成のための基準(以下「景観形成基準」という。)を定めるものとする。

2 景観形成基準には、都市景観形成地区 とに次のに掲げる事項のうち必要な事項について定めるものとする。

- 1 建築物等の規模、位置、色彩、意匠及び形態
- 2 都市計画法(和43 法 第100)第4 第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)
- 3 土地の形質(開発行為を く土石の類の採取の方法及び採取後の地 (う)並びに水 の 立て及び 後の地 (う))
- 4 木 の態様
屋外における土石、 物、再生資 等のたい積後の地 (う)

屋外広告物の規模、位置、色彩、意匠及び形態

7 その 市 が必要があると認める事項

3 前 第2項から第7項までの規定は、景観形成基準を定め、又は変 する場合について準用する。
(出を要する行為等)

第11 都市景観形成地区内において、次の に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規 で定めるところにより、その内容を市 に け出なけれ ならない。 け出た事項を変 しようとする場合も、また、様とする。

- 1 建築物等の新築、 築、 築、 転又は
- 2 建築物等の外観を変 することとなる修 若しくは模様替え又は色彩の変
- 3 開発行為
- 4 土地の形質の変 (開発行為を く土石の類の採取の方法及び採取後の地 (う)並びに水 の 立て及び 後の地 (う))

木 の伐採

屋外における土石、 物、再生資 等のたい積

7 前 に掲げるものの か、市 が必要があると認める行為

2 前項の規定にかかわらず、 項 に掲げる行為に該当する行為で、次の に掲げるものについては、 項の 出を要しない。

- 1 害のため必要な 置として行う行為
- 2 都市景観形成地区の指定がされた際、当該地区内において、既に している行為
- 3 の管理行為、 な行為その の行為で規 で定めるもの
- 4 の 関等が行う第17 の2第1項に規定する重点地区内行為

(都市景観形成基準に基づく助 又は指導)

第12 市 は、前 第1項の 出があった場合において、当該 出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該 出をした者に対し、必要な 置を講じるよう助 し、又は指導することができる。

2 市 は、前項の規定により助 し、又は指導するとき、 議会の意見を くことができる。
(空地に係る助 又は指導)

第13 市 は、都市景観形成地区内において空地が当該地区の景観を阻害していると認めるときは、当該空地の所有者又は管理者に対し、都市景観の形成に配慮した空地の管理又は利用を図るよう助 し、又は指導することができる。

2 市 は、前項の規定により助 し、又は指導するとき、 議会の意見を くことができる。

第2節 都市景観形成建築物等

(都市景観形成建築物等の指定)

第14 市 は、都市景観の形成上重要な価 があると認められる建築物等、木 その の物件を都市景観形成建築物等として指定することができる。

2 第 第2項の規定は、都市景観形成建築物等を指定

する場合について準用する。

3 市は、都市景観形成建築物等を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者等（原に基づく有者又は管理者がある場合は、これらの者を含む。以下「所有者等」という。）の意をなげなければならない。

4 市は、都市景観形成建築物等を指定したときは、当該都市景観形成建築物等にそのを表示するものとする。

市は、都市景観形成建築物等が失等により都市景観の形成上の価値を失ったとき、又は公上の理その特別の理があると認めるときは、その指定をするものとする。

市は、都市景観形成建築物等の指定をしたとき、又は指定のをしたときは、そのを告示しなければならない。

（出を要する行為等）

第15 都市景観形成建築物等の所有者等は、当該都市景観形成建築物等の状態を変しようとするときは、あらかじめ、規で定めるところにより、そのを市にけ出なければならない。け出した事項を変しようとする場合も、また、様とする。

2 前項の規定にかかわらず、項の行為に該当する行為で、次のに掲げるものについては、項の出を要しない。

- 1 害のため必要な置として行う行為
- 2 の管理行為、な行為そのの行為で規で定めるもの

3 市は、第1項の規定による出があった場合において、当該出に係る行為により、都市景観形成建築物等の都市景観の形成上の価値がなわれるときは、当該出をした者に対し、必要な置を講じるよう助し、又は指導することができる。

4 市は、前項の規定により助し、又は指導するときは、議会の意見をくことができる。

（利転等の出）

第16 都市景観形成建築物等に関する利の転又は設定をしようとする者は、あらかじめ、そのを市にけ出なければならない。

第3節 景観計画区域内における行為の制限

（景観形成重点地区の指定等）

第17 市は、景観計画区域内のうち特に良な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観形成重点地区として指定することができる。

2 市は、景観計画区域及び景観形成重点地区における良な景観の形成のための基準（以下「景観計画インイイン」という。）を定めるものとする。

3 景観計画インイインには、第10 第2項に掲げる事項のうち良な景観の形成に必要な事項について定めるものとする。

（大規模行為及び重点地区内行為の出）

第17 の2 景観計画区域内において、第11 第1項に掲げる行為のうち景観形成に大きなをえる

大規模な行為（以下「大規模行為」という。）又は景観形成重点地区内において項に掲げる行為（以下「重点地区内行為」という。）をしようとする者は、規の定めるところにより法第16 第1項の規定により市にけ出なければならない。け出した事項を変しようとする場合も、また、様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のに掲げるものについては、項の出を要しない。

1 法第16 第7項に掲げる行為

2 伝的建造物保存地区又は文化観光保存地区の区域内で行う行為そのの行為で規で定めるもの

3 市は、第1項の規定による出があった場合において、景観の形成のため必要があると認めるときは、当該出をした者に対し、必要な置を講じるよう助し、又は指導することができる。

4 の関等は、第1項の規定による出を要しない。この場合において、の関等は、あらかじめ規で定めるところにより、市にそのを知しなければならない。

市は、第3項の規定により助し、又は指導するときは、議会の意見をくことができる。

（特定出対象行為）

第17 の3 法第17 第1項ので定める特定出対象行為は、法第16 第1項第1 及び第2 に掲げる行為で、景観計画区域内で行われる行為のうち、前第2項に掲げる行為をくすの行為とする。

（告、等に係る）

第17 の4 市は、前の行為において、法第16 第3項の規定による告、法第17 第1項又は第項の規定による、このに基づく分そのの行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、議会の意見をくことができる。

（行為のの出）

第17 の第17 の2第1項の規定による出又は第4項の規定による知に係る行為がしたときは、規で定めるところにより、やかにそのを市にけ出なければならない。

第4節 屋外広告物の表示等

（屋外広告物の表示等の出）

第17 の景観の形成に大きなをえるものとして規で定める大規模な屋外広告物の表示等をしようとする者は、あらかじめ規で定めるところにより、その内容を市にけ出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、の関等が行う行為については、出を要しない。この場合において、の関等は、あらかじめ規で定めるところにより、市にそのを知なければならない。

3 第1項の規定による出又は前項の規定による知に係る行為がしたときは、規で定めるところにより、やかにそのを市にけ出なければならない。

第5節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定)

第17の7市は、法第19第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするとき、又は法第2第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ議会の意見をかなければならない。

2市は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、そのを告示しなければならない。

3前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変若しくはについて準用する。

4前3項に定めるものの、か、景観重要建造物又は景観重要樹木に関し必要な事項は、市が別に定めるものとする。

第6節 眺望景観

(重要眺望景観の指定)

第17の市は、一定の視点場から特定の対象物を眺望することにより、視にとらえることができる特に良な景観を重要眺望景観として指定することができる。

2市は、前項の規定による重要眺望景観を新たに指定しようとするときは、あらかじめ、議会の意見をかなければならない。

(眺望景観保全活用計画の策定)

第17の市は、前の重要眺望景観の適切な保全及び活用を進めるため、眺望景観保全活用計画を定めることができる。

2前項の眺望景観保全活用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 眺望景観の保全及び活用に関する方針
- 2 眺望景観の保全及び活用に関する施策が特に必要と認められる地区(以下「眺望景観保全活用地区」という。)の囲
- 3 眺望景観保全活用地区における眺望景観の保全のための行為の制限に関する事項
- 4 その眺望景観保全活用地区における景観形成に必要な事項

3市は、第1項の眺望景観保全活用計画を定めようとするときは、あらかじめ、議会の意見をかなければならない。

第7節 景観まちづくり組織等

(景観づくり協議会の認定)

第17の10市は、景観計画の提案、景観形成重点地区の指定等により、地域の良な景観の形成を推進することを目的として市民等が設置した協議会で、次のいずれにも該当するものを景観づくり協議会(以下「協議会」という。)として認定することができる。

- 1 当該地域の住民等により設置されていると認められるもの又はその活動が当該地域の住民等のをていると認められるもの
- 2 規、会、定等を有しているもの
- 3 その構成に、景観まちづくりについて学識を有する者そのこれに準ずるものを含むもの

4法又はに反する活動、公の又は良の風俗を害する活動、的活動又は的活動をしていないもの

ら利を目的とした活動をしていないもの

2市は、前項の規定により認定した協議会が項のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、その協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取りすことができる。

3市は、協議会に対し、その活動状況に関する報告を求めることができる。

4前3項に定めるものの、か、協議会に関し必要な事項は、市が別に定めるものとする。

(景観形成市民団体の認定)

第17の11市は、一定の地域の良な景観の形成に活動を行うことを目的とした市民団体で、次のいずれにも該当するものを景観形成市民団体として認定することができる。

1規、会、定等を有しているもの

2法又はに反する活動、公の又は良の風俗に反する活動、的活動又は的活動をしていないもの

3ら利を目的とした活動をしていないもの

2市は、前項の規定により認定した景観形成市民団体が、項のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、その景観形成市民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取りすことができる。

3市は、景観形成市民団体に対し、その活動状況に関する報告を求めることができる。

4前3項に定めるものの、か、景観形成市民団体に関し必要な事項は、市が別に定めるものとする。

(景観アートの)

第17の12市は、第3の施策を推進し、又は市民等が取り組む良な景観の形成に関する活動をするため、良な景観形成について助を行う者を景観アートとして置くことができる。

2景観アートに関して必要な事項は、市が別に定めるものとする。

(住民等による景観計画の提案)

第17の13法第11第2項に規定するで定める団体は、協議会、景観形成市民団体及び市が別に定める要件をたす団体とする。

2景観法施行(平成16第39)第7たしに規定するで定める規模は、法第1第1項の景観協定の対象となる土地の区域に限り01クール以上とする。

— 以下省略